平成２１年（フ）第５７４号
埼玉県草加市両新田西町392番地５
破産者　有限会社花菱
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
三重県津市片田志袋町300番地83、破産手続開始時の住所三重県津市長岡町3053番地６
破産者　浪岡　　昭
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１４８号
山口県下関市中之町１番16号
破産者　株式会社三林商店
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
山口県下関市彦島西山町４丁目11番５号
破産者　株式会社丸鮮商事
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
山口県下関市彦島西山町４丁目11番５号
破産者　フレッシュリンク株式会社
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
横浜市都筑区中川８丁目３番10号
破産者　株式会社松本建設
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２６号
岐阜県下呂市萩原町跡津453番地１
破産者　株式会社ナカモク
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
島根県出雲市西林木町759番地
破産者　有限会社新宮製材所
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１７２号
香川県坂出市江尻町337番地３
破産者　株式会社奈良電機商会
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第６０７号
愛媛県松山市今在家３丁目９番34号
破産者　協和電工株式会社
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２１０７号
福岡市東区多の津１丁目２番２号
破産者　西日本ハニー株式会社
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１７１４号
福岡市博多区山王２丁目７番31号
破産者　株式会社不二商会
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１１６号
名古屋市千種区星が丘元町５番３号　東山ハイツ202、開始決定時の住所名古屋市千種区園山町１丁目32番地の１
破産者　近藤　由彌
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８５０号
名古屋市西区貝田町１丁目19番地　グランディー城見Ｉ２Ｃ号、開始決定時の住所名古屋市中村区竹橋町23番20号　レインボー竹橋701号
破産者　村瀬　正弘
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５１号
新潟県新潟市西蒲区間瀬4184番地、破産手続開始決定時の住所新潟県新潟市西蒲区槇島547番地４
破産者　伊藤　敏之
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県加古川市志方町東中234番地の４
破産者　藤井　光枝
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１６６６号
広島県廿日市市佐方1230番地９
破産者　寺本　正弘
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７号
青森市はまなす２丁目３番11号　ラビット館1987・110号
破産者　伊藤　松美
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
秋田県男鹿市船越字前野113番地27
破産者　中庭　秋信
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部